



賠償責任 | 総合事業者保険

(スマートプロテクト)

AIG損保



総合事業者保険

業務遂行• 施設危険 補償特約

生産物・ 完成作業危険 補償特約

損壊を 伴わない財物の 使用不能危険 補償特約 人格権の侵害・ 宣伝による 権利侵害危険 補償特約

オプション補償

Plus 補償拡張モジュール

受託・保管物の補償モジュール

🚧 リコール費用補償モジュール

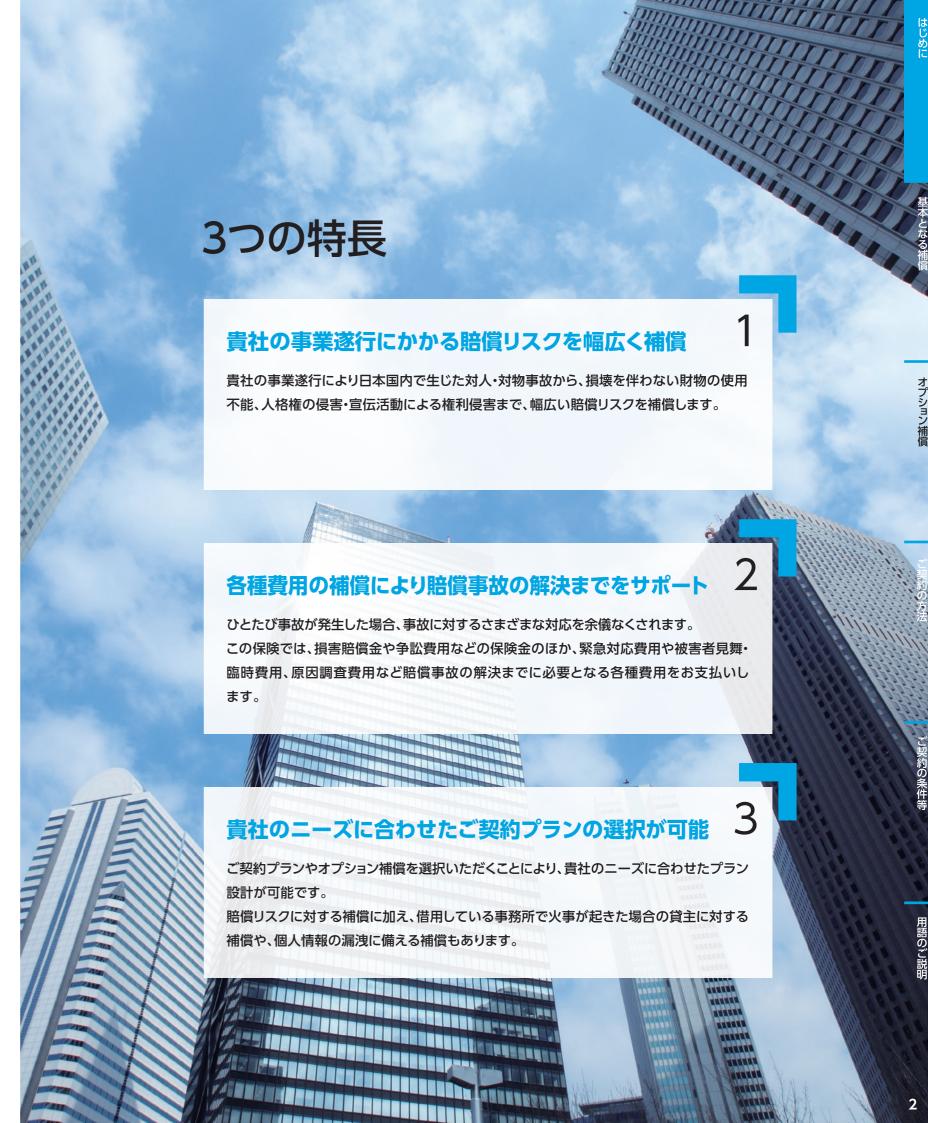
食中毒・特定感染症発生時の喪失利益等補償モジュール

借家人賠償責任補償モジュール

≥ 個人情報漏洩危険補償モジュール

CONTENTS

はじめに	1	ご契約の方法	1(
基本となる補償	3	ご契約の条件等	1
オプション補償	6	用語のご説明	13



基本となる補償

貴社の製造・販売業務、建設工事、サービス業務の遂行中の対人・対物事故についての補償

<業務遂行·施設危険補償特約>

次のような事由により発生した対人・対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

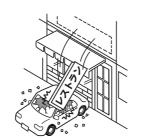
- ①貴社が行う仕事の遂行
- ②貴社が所有、使用または管理する施設(事務所、店舗、工場、倉庫等)
- ③貴社が仕事に付随して日本国外で一時的に行う商談等の営業活動による対人・対物事故(国外で一時的に行う商談)



貴社が販売した製品の納入・設置時に、 客先の事務所の窓ガラスを 破損してしまった。



工事場内でガス管の埋設工事中、 バックホーの操作をあやまり、 地中の水道管を破損してしまった。 ※自賠責保険・自動車保険等の 上乗せ補償となります。



自社店舗の看板が落下し、 駐車していたお客さまの乗用車が 壊れてしまった。

■お支払いする保険金

- ●被害者に支払う損害賠償金
- ●争訟費用や訴訟対応費用など訴訟等に要する費用
- ●緊急対応費用や被害者見舞・臨時費用、被害者治療等費用など被害者対応に要する費用
- 汚染浄化費用や原因調査費用、協力費用などその他の事故対応に要する費用

など

Λ

保険金をお支払いできない主な場合

- ①環境汚染または汚染物質の処理費用の支出(不測かつ突発的に汚染物質が流出等した場合を除きます。)
- ②専門職業務の遂行
- ③他人との損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任
- ④被保険者がその父母、配偶者、子その他親族に対して負担する賠償責任
- ⑤航空機・自動車(施設作業用車を除きます。)または施設外における船舶・車両・動物の所有、使用もしくは管理
- ⑥塵埃(じんあい)または騒音
- ⑦記名被保険者の業務に従事中に被保険者の使用人が被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑧地下工事、基礎工事、掘削工事に伴う土地の沈下・隆起・移動・振動・土砂崩れによる土地の工作物・収容物・植物・土地 の損壊、地下水の増減
- ⑨次に掲げる財物の損壊について負担する賠償責任
- 記名被保険者が借用・保管(占有)する財物
- ●記名被保険者以外の被保険者が借用・保管(占有)する財物(その被保険者自身またはその役員もしくは従業員が賠償責任を負担する場合に限ります。)
- ●仕事に使用される材料、資材、装置その他部品類
- ●仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分

など

貴社が製造・販売・提供した製品・商品(生産物)や、貴社が引き渡した工事の目的物またはサービスの結果による対人・対物事故についての補償

<生産物・完成作業危険補償特約>

次のような事由により発生した対人・対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

- ①貴社が製造・販売した製品・商品(生産物)
- ②貴社が行った仕事(工事・サービス)の結果
- ③日本国内に居住する消費者が、自己使用のために一時的に日本国外へ持ち出した貴社の生産物(国外一時 持ち出し生産物)



貴社が製造・販売した製品の欠陥により、 使用していた消費者が ケガをしてしまった。



排水管の接続ミスにより、 工事引渡し後に漏水が発生。 階下のゲームセンターに 損害を与えてしまった。



貴社が製造・販売した食品を購入した消費者が 海外旅行へ持参したところ、 海外で食中毒が発生してしまった。

■お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
- ●争訟費用や訴訟対応費用など訴訟等に要する費用
- 緊急対応費用や被害者見舞・臨時費用など被害者対応に要する費用
- 汚染浄化費用や原因調査費用、協力費用などその他の事故対応に要する費用

など

$\dot{\mathbb{N}}$

保険金をお支払いできない主な場合

- ①環境汚染または汚染物質の処理費用の支出(不測かつ突発的に汚染物質が流出等した場合を除きます。)
- ②専門職業務の遂行
- ③他人との損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任
- ④被保険者がその父母、配偶者、子その他親族に対して負担する賠償責任
- ⑤回収措置を講じるために要した費用(生産物・仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体の回収に要した費用を含みます。)
- ⑥被保険者の故意・重大な過失により法令に違反して製造・販売した生産物、行った仕事の結果に起因する賠償責任
- ⑦生産物または仕事の目的物自体に発生した財物損壊に対して負担する賠償責任
- ⑧生産物または仕事の結果が被保険者の意図する効能または性能を発揮できないことに起因する賠償責任
- ⑨次の生産物に起因する損害
- 医療用機械器具・資材、医薬品またはこれらに使用される原材料・部品・成分
- 航空機・鉄道車両・船舶またはこれらに使用される材料・資材・装置・部品類
- 自動車またはこれに使用される材料・資材・装置・部品類(自動車の駆動・走行・制御・計器類・安全装置に関連する財物の場合に限ります。)
- 農薬、サプリメント、動物用飼料、たばこ
- ⑩販売人が生産物に作業を加えたことに起因する賠償責任
- ⑪販売人が生産物の適合性、品質、耐久性、性能または効用を維持できなかったことに起因する賠償責任
- ⑩販売人の敷地内で生じた身体障害または財物損壊に対して負担する賠償責任

など

基本となる補償

物理的な損壊を伴わない他人の財物の 使用不能についての補償

<損壊を伴わない財物の使用不能危険補償特約>

次のような事由により、物理的な損壊を伴わず、他人の財物を使用不能にしたことに よる逸失利益や事業の中断に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する ことによる損害を補償します。

- ①仕事の遂行または貴社が所有、使用もしくは管理する施設
- ②貴社が製造・販売・提供した製品・商品(生産物)または貴社が行った仕事 (工事・サービス)の結果

■お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
- ●争訟費用や訴訟対応費用など訴訟等に要する費用
- 緊急対応費用や被害者見舞・臨時費用など被害者対応に要する費用
- 汚染浄化費用や協力費用などその他の事故対応に要する費用

施設で爆発による火災が発生し、 隣接店舗の建物などを損壊させ なかったものの、営業を妨げて 休業損失を発生させてしまった。

保険金をお支払いできない主な場合

「業務遂行・施設危険補償特約」の保険金をお支払いできない主な場合(①~⑥)および「生産物・完成作業危険補償特約」 の保険金をお支払いできない主な場合(①~⑥、⑧、⑨)のほか、次の場合に保険金をお支払いできません。

- ●他人の財物を損壊・紛失することまたは盗取・詐取されることによる使用不能
- 債務不履行に起因する賠償責任(生産物または仕事の結果に起因する財物の使用不能の場合を除きます。)
- ●地下工事、基礎工事、掘削工事に伴う土地の沈下・隆起・移動・振動・土砂崩れによる土地の工作物・収容物・植物・土地 の使用不能、地下水の増減
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の使用不能に対して負担する賠償責任
- ●生産物または仕事の目的物自体の使用不能に対して負担する賠償責任

など

業務に伴う人格権の侵害・宣伝活動に伴う 権利侵害についての補償

<人格権の侵害・宣伝による権利侵害危険補償特約>

次のような行為や宣伝活動による権利侵害により、被保険者が法律上の損害賠償責任 を負担することによる損害を補償します。

- ①不当な身体拘束による他人の自由の侵害や名誉毀損、口頭、文書等の 表示行為によるプライバシーの侵害
- ②新聞、インターネットなどを通じた貴社の宣伝活動に伴うプライバシーの 侵害、著作権の侵害等

■お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
- ●争訟費用や訴訟対応費用など訴訟等に要する費用
- 緊急対応費用や被害者見舞・臨時費用など被害者対応に要する費用
- 協力費用などその他の事故対応に要する費用

など



来店客を万引き犯と誤認して、 公衆の面前で拘束してしまった。

保険金をお支払いできない主な場合

- ●被保険者によって、または被保険者の了解、同意、指図に基づいて、被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)
- ●採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- 最初の不当行為が保険期間開始日より前に行われ、その後も継続または反復して行われた不当行為
- ●広告、放送、出版またはホームページ等の作成もしくは運営を業とする被保険者により業務の遂行として行われた不当行為
- ●保険期間終了後、1年以上経過した後に発見された不当行為

基本となる補償を拡大するオプション補償



補償拡張モジュール

このモジュールに含まれる特約については、一部を選択して契約することもできます。

生産物・仕事の目的物の損壊補償特約、国外流出生産物危険補償特約は、基本となる補償のうち生産物・完成作業 危険補償特約をセットしている場合に選択することができます。



作業対象物損壊補償特約

貴社の仕事の遂行中、作業現場内における仕事の 対象物(他人が所有するものに限ります。)のうち、 直接作業が加えられていた部分に生じた損壊に よる賠償責任を補償します。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	業務遂行・施設危険補償特約と同額
自己負担額	業務遂行・施設危険補償特約の自己負担額

■ 事故例

内装工事中、壁面の エアコンをはずそうと したところ、あやまって エアコンを落下させて しまい、エアコン自体 を壊してしまった。

損壊補償特約



■ 保険金をお支払いできない主な場合

生産物・仕事の目的物の

対して保険金を支払った場合に限ります。

■ 支払限度額・自己負担額

自己負担額なし

エアコン設置に伴う

配線工事の施工ミスに

より、引渡し後に火災が

発生した。室内の壁面

のほか、仕事の目的物

であるエアコンも損壊

してしまった。

■ 事故例

作業によって通常避けることのできない変色、摩耗 縮み、品質劣化等

貴社が製造・販売・提供した製品・商品(生産物)、

貴社が行った仕事(工事・サービス)の結果により

対人・対物事故が発生した場合に、その生産物・

仕事の目的物自体の損壊に対する賠償責任を

※生産物・完成作業危険補償特約で、弊社が損害賠償金に

1事故・保険期間中1,000万円

●通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工 の拙劣または仕上不良等



国外流出生産物危険補償特約

他の保険契約等への求償に関する

仕事の遂行または被保険者が所有、使用もしくは

管理する施設により発生した対人・対物事故に

ついて、損害賠償請求の額が、1事故につき500

万円以下のときは、貴社が行う建設工事における

元請負人(注)や、業務委託契約に基づき貴社が

仕事を行う場合のその委託者が別途手配する他

の保険契約との保険金分担は行わず、この保険

(注)建設工事が数次の請負である場合は、貴社が行う建

設工事の元請負人と締結された下請契約に基づき

建設工事を遂行する請負人のうち、貴社より上位に

下請工事で自社が起こした事故について、元請負人

の保険を使わずに自社の保険で対応した。

特約(業務遂行・施設危険用)

から優先して保険金を支払います。

位置する請負人を含みます。

■ 保険金の支払例

販売・供給・提供した製品・商品(生産物)が、他人 によって日本国外に持ち出され、日本国外で対人・ 対物事故が発生した場合における賠償責任を 補償します。

自己負担額	生産物•完成作業危険 負担額

日本国内向けに販売した商品が、海外に持ち出され、 その商品の欠陥が原因で現地の消費者にケガを

- がその他人との間で定めた仕様・規格等に基づき
- 輸出物品販売場等免税品販売を業として、その 業務により販売・供給した生産物

貴社が日本国内における使用・消費を目的として

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額 1事故・保険期間中1.000万円 補償特約の自己

■ 保険金をお支払いできない主な場合 ● 他人が日本国外へ販売・供給するために、被保険者

- 製造・販売・供給した生産物

8

基本となる補償を拡大するオプション補償



受託・保管物の補償モジュール



無償預かり品・建設受託物補償特約

次の無償預かり品または建設受託物の損壊、紛失、盗取・詐取についての賠償責任を補償します。

- ①被保険者が所有、使用または管理する敷地内で、無償で一時的に保管する来訪者の財物<無償預かり品>
- ②建設工事に使用するために借用する作業場内の自動車、建設工事用の機械器具・道具類、現場事務所等の仮設建物 および什器・備品<建設受託物>
- ③被保険者が建設工事で使用するために元請負人等から支給された材料・資材・装置その他部品類<建設受託物>
- ④一時的に保管する施主の家財・設備等<建設受託物>
- ※②では、車両登録されたダンプカーを除きます。
- ※③では、完成後引渡しを要するものに限ります。
- ※②、③については、作業場内にある場合または陸上輸送中(建設受託物を自走している場合を除きます。)である場合に限ります。

■ 支払限度額・自己負担額

	芝払限度額 1事故・保険期間中1,000万円 ※現金・貴重品については、被害者1名5万円限度、1事故15万円限度	
1	自己負担額	①:業務遂行·施設危険補償特約の自己負担額 ②~④:業務遂行·施設危険補償特約の自己負担額または5万円のいずれか高い額

■ 事故例

●夜間に工事現場の倉庫に保管していた元請負人からの 支給資材が盗まれてしまった。

●店舗でお客さまから預かっていた手荷物を紛失して しまった。





■ 保険金をお支払いできない主な場合

- ●無償預かり品・建設受託物に共通して適用
- ●自然の消耗、かび、変色、さび、ねずみ食い等による損壊
- ●来訪者・貸主等に引き渡された日から30日を経過した後に発見された損壊・紛失、盗取・詐取
- ●損壊、紛失、盗取・詐取による使用不能
- ●無償預かり品に適用
- ●クレジットカード、キャッシュカード等の不正使用
- ●組立、加工、修理、警備などを行うことを目的として保管する財物の損壊、紛失、盗取・詐取
- ●販売を目的として、被保険者が所有、使用または管理する敷地内にある財物の損壊、紛失、盗取・詐取
- ●②から④の建設受託物に適用
- ●組立、加工、修理、点検、洗浄等の作業を加えることにより生じた損壊
- ●②の建設受託物に適用
- ◆よごれ、かき傷など外観上の損壊で、建設受託物が本来有する機能または用途を阻害することのない損壊
- ●偶然な外来の事故によらない電気的・機械的な原因により生じた損壊
- ●電球等の管球類、キャタピラ・タイヤ等の消耗品に単独に生じた損壊
- ●建設受託物を構成する部品の紛失または盗取・詐取

など

リコール費用補償モジュール

この特約は、基本となる補償のうち生産物・完成作業危険補償特約をセットしている場合に選択することができます。

リコール費用追加補償特約

貴社が製造・販売した製品・商品(生産物)の欠陥に起因して対人・対物事故(対物事故において生産物の損壊は含み ません。)が日本国内で発生した場合に、貴社生産物のリコールにかかる次の損害を補償します。

- ①貴社が回収等を行うことによるリコール費用
- ②他人が行った回収等により生じるリコール費用に対する賠償責任

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額 1事故・保険期間中500万円、1,000万円、2,000万円から選択 自己負担額 1事故、この特約の支払限度額の1%(5万円、10万円、20万円)

■ 事故例

製造したパソコンの欠陥が 原因でパソコンから出火し、 消費者の部屋が焦げた。 そのため同じロットで製造 したパソコンのリコール (製品の回収)を行った。



■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者または被保険者の故意・重大な過失による 法令違反または各種義務違反
- ●生産物の自然の消耗等によるかび、腐敗、変色等
- 被保険者の占有を離れた後に、被保険者以外の者に よって行われた生産物の不適正な使用または不適切な



食中毒・特定感染症発生時の喪失利益等補償モジュール

この特約は、基本となる補償のうち生産物・完成作業危険補償特約をセットしている場合に選択することができます。



食中毒•特定感染症利益補償特約

貴社が製造・販売・提供した食品による食中毒、貴社の施設内で食中毒や特定感染症(一類・二類・三類感染症)が 発生したことにより営業が休止・阻害された場合に生じた喪失利益・収益減少防止費用を補償します。 ※所轄保健所長に届出のあったものに限ります。

■ 支払限度額・自己負担額

	支払限度額	ご契約時に設定する金額
自己負担額 なし		なし
	補償期間	15日、1か月、3か月から選択

■ 事故例

店舗で販売した食品が原因 で食中毒が発生してしまい、 店舗の営業停止を余儀なく されてしまった。



■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ●被保険者の故意または重大な過失による法令違反
- ●地震、噴火、洪水、津波または高潮
- 脅迫・恐喝等の目的で行われる被保険者の営業に対する 妨害行為 など

基本となる補償を拡大するオプション補償



借家人賠償責任補償モジュール



借家人賠償責任補償特約

貴社が業務のために賃借する店舗、事務所等の借用戸室について、次の損害を補償します。

- ①火災、爆発、給排水設備の事故による水濡れを原因とした借用戸室の損壊に対する賠償責任(賠償責任補償)
- ②偶然な事故により借用戸室に損壊が生じた場合に、賃貸借契約に基づき自己の費用で修理した場合の修理費用
- ※①(賠償責任補償)で保険金を支払う場合は、②(修理費用補償)で保険金をお支払いできません。
- ※②(修理費用補償)では壁、柱、階段等の建物の主要構造部分と玄関、廊下、塀等の共用部分を除く部分の修理費用が補償対象です。

■ 支払限度額·自己負担額

賠償責任補償:1事故3,000万円 修理費用補償:保険期間中300万円

自己負担額

■ 事故例

タバコの火の不始末に より借用している事務所 そのものが火災で焼け てしまった。



■ 保険金をお支払いできない主な場合

●借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊 に起因する賠償責任

(修理費用補償)

- 借用戸室の自然の消耗·劣化·性質による変色、かび、腐食、ひび 割れ、はがれ、ねずみ食い、虫食い等による損害
- ●借用戸室に対する加工、修理等の作業中における作業上の過失 または技術の拙劣による損害
- ●借用戸室に生じた擦損、かき傷など単なる外観上の損傷・汚損 であって、借用戸室の機能に直接関係のない損害



個人情報漏洩危険補償モジュール



個人情報漏洩危険補償特約

貴社が業務のために所有、使用または管理する個人情報の漏洩が日本国内で発生し、保険期間中に発覚した場合、 その個人情報の漏洩に対する賠償責任を補償します。

■ 支払限度額·自己負担額

1事故・保険期間中1,000万円、3,000万円、5,000万円から選択

支払限度額

※危機管理実行費用は、この特約の支払限度額の10%限度(見舞金·見舞品購入費用は1名500円限度)

※損害賠償金のうち、他人が支出した見舞金・見舞品購入費用に対する賠償金(求償損害)は、1名500円限度、かつ 保険期間中支払限度額の20%限度

自己負担額 1事故10万円

営業活動中に車上荒らしにあい、顧客の個人情報が入ったパソコンが盗まれてしまった。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 個人情報以外の情報の漏洩
- 記名被保険者の役員の個人情報の漏洩
- 記名被保険者またはその役員が他人に対して行う個人情報の提供・取扱いの委託 (提供先・委託先で発生した事故を除きます。)
- ●クレジットカード番号・預金□座番号等の漏洩による不正使用により発生した経済的損失に対して負担する賠償責任

※オプション補償では、それぞれの特約で規定する「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、特約の規定に反しない限り、基本となる 補償の「保険金をお支払いできない主な場合」が適用されます。

- ※オプション補償でお支払いする保険金の種類は、次の特約を除いて基本となる補償でお支払いする保険金の種類と同じです。
- ① [基本となる補償]の保険金の一部と特約固有の保険金をお支払いする特約
- ●借家人賠償責任補償特約●個人情報漏洩危険補償特約
- ②特約固有の保険金をお支払いする特約
- リコール費用追加補償特約 食中毒·特定感染症利益補償特約

ご契約の方法

ご契約条件の設定、保険料の算出について

1 保険の対象となる施設、業務、生産物を確認します。

この保険では、原則として、日本国内における貴社のすべての施設、業務(仕事)、製品・商品(生産物)、仕事の 結果による賠償リスクを対象とします。

2 基本となる補償およびオプション補償を選択します。

この保険では、4つの基本となる補償を基本契約とし、ご希望のオプション補償をセットしてお引き受けします。

基本となる補償

業務遂行•施設危険 補償特約

損壊を伴わない財物の 使用不能危険補償特約

生産物·完成作業危険 補償特約

人格権の侵害・宣伝 による権利侵害危険

オプション補償

- Plus 補償拡張モジュール※1
- 受託・保管物の補償モジュール
- ☑ リコール費用補償モジュール※2
- 食中毒・特定感染症発生時の喪失利益等補償モジュール※2
- 借家人賠償責任補償モジュール
- 個人情報漏洩危険補償モジュール
- ●基本となる補償:次の2つのプランから選択します。
- ①4つの特約を全てセット
- ②業務遂行・施設危険補償特約のみをセット
- ●オプション補償:リスクに応じてモジュールをセットします。
- ※1 補償拡張モジュールのうち一部の特約は、生産物・完成作業危険補償特約をセットした場合にのみ選択できます。
- ※2 生産物・完成作業危険補償特約をセットした場合にのみ選択できます。

3 支払限度額(保険金額)・自己負担額(免責金額)を設定します。

基本となる補償のうち「業務遂行・施設危険補償特約」および「生産物・完成作業危険補償特約」の支払限度額 (保険金額)および自己負担額(免責金額)を次の金額から選択します。

支払限度額 1.000万円、3.000万円、5.000万円、1億円、2億円、3億円

自己負担額 0円(自己負担額なし)、1万円、3万円、5万円、10万円、20万円、30万円、50万円

基本となる補償のうち「損壊を伴わない財物の使用不能危険補償特約」、「人格権の侵害・宣伝による権利侵害 危険補償特約」およびセットするオプション補償の一部については、所定の支払限度額(保険金額)および自己 負担額(免責金額)が適用されますのでご確認ください。

4 保険料の算出を行います。

この保険では、貴社の「業務内容」および「直近の会計年度(1年間)の税込売上高」に基づき保険料を算出 します。これにより算出した保険料は確定保険料となりますので、保険期間終了時の保険料の精算は不要 となります。保険料の算出にあたっては、売上高を確認できる次のような書類をご用意ください。

- ●法人の場合:直近の会計年度(1年間)の損益計算書、法人事業概況説明書、有価証券報告書
- 個人事業主の場合:青色申告決算書(青色申告の場合)、収支内訳書(白色申告の場合)、税務申告書類

など

ご契約の条件等

ご注意いただくこと

1 適用される支払限度額(保険金額)・自己負担額(免責金額)

この保険の基本となる補償に適用される支払限度額・自己負担額は、以下のとおりとなります。業務遂行・施設 危険補償特約および生産物・完成作業危険補償特約の支払限度額および自己負担額は同額で設定します。

補償	支払限度額(保険金額)(1事故・保険期間中)	自己負担額(免責金額)(1事故)	
業務遂行•施設危険補償特約	ご契約時に設定いただく支払限度額を適用	ご契約時に設定いただく自己負担額を適用	
国外で一時的に行う商談	500万円		
生産物·完成作業危険 補償特約	ご契約時に設定いただく支払限度額を適用	ご契約時に設定いただく自己負担額を適用	
国外一時持ち出し生産物	500万円		
損壊を伴わない財物の 使用不能危険補償特約	1,000万円	ご契約時に設定いただく自己負担額を適用	
人格権の侵害・宣伝による 権利侵害危険補償特約	1,000万円	ご契約時に設定いただく自己負担額を適用	

業務遂行・施設危険補償特約および生産物・完成作業危険補償特約の支払限度額を、この保険でお支払いす る保険金の総額の支払限度額とします。ただし、次のオプション補償でお支払いする保険金に対しては、総額 の支払限度額を適用しません。

● 食中毒·特定感染症利益補償特約 ● 個人情報漏洩危険補償特約

2 被保険者の範囲

この保険の基本となる補償およびオプション補償において、補償を受けられる方(被保険者)は、以下の とおりとなります。

	補償(特約)	記名被保険者(貴社)	記名被保険者 の役員・ 従業員	記名被保険者 の下請負人	記名被保険者 の下請負人の 役員・従業員	記名被保険者 の発注者	記名被保険者 の販売人
₩	業務遂行•施設危険補償特約※1	0	0	0	0	0	×
基本	生産物·完成作業危険補償特約	0	0	0	0	0	0
となる補償	損壊を伴わない財物の 使用不能危険補償特約	0	0	×	×	×	×
僧	人格権の侵害・宣伝による 権利侵害危険補償特約	0	0	×	×	×	×
	作業対象物損壊補償特約	0	0	0	0	0	×
	生産物・仕事の目的物の 損壊補償特約	0	0	0	0	0	0
+	他の保険契約等への求償に 関する特約(業務遂行・施設危険用)	0	0	0	0	0	×
オプション	国外流出生産物危険補償特約	0	×	×	×	×	×
	無償預かり品・ 建設受託物補償特約	0	0	0	0	0	×
補償	リコール費用追加補償特約	0	×	×	×	×	X
	食中毒·特定感染症 利益補償特約	0	×	×	×	×	×
	借家人賠償責任補償特約	0	×	×	×	×	×
	個人情報漏洩危険補償特約	0	0	×	×	×	×

※1 国外で一時的に行う商談については、記名被保険者の役員・従業員が行うものに限ります。

3 お支払いする保険金

この保険の基本となる補償でお支払いする保険金は、以下のとおりとなります。なお、オプション補償に よっては、お支払いする保険金の種類が異なる場合があります。

保険金の種類	概要
損害賠償金	被害者(損害賠償請求権者)に対して支払う損害賠償金
損害防止費用	保険事故による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合に、その権利の保全または行使の ために必要または有益であった費用
緊急措置費用	保険事故による損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合 における応急手当、護送、治療等の被害者に対する緊急で必要な措置に要した費用
争訟費用	損害賠償責任に関する争訟(訴訟、仲裁、調停、和解等)のために支出した訴訟費用、弁護士費用 などの費用
協力費用	弊社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用
緊急対応費用 (1事故300万円限度)	保険事故の対応のための被害者・法定相続人等の現地訪問費用や通信費用、交渉等のための 事務所等賃借費用、被害者の捜索費用などの費用
被害者見舞·臨時費用 (被害者1名10万円限度· 1事故300万円限度)	保険事故が発生した場合における被害者に対する見舞金、見舞品購入費用その他被害者に対して 支払われる社会通念上妥当な費用
訴訟対応費用 (1事故300万円限度)	損害賠償請求訴訟に対応するために、裁判所に提出する文書や意見書・鑑定書の作成費用、事故 再現実験費用、従業員の超過勤務手当などの社会通念上妥当な費用
原因調査費用 (1事故30万円限度)	保険事故が発生した場合または発生が切迫している場合に、これらの事故原因の調査・確認の ための必要かつ有益であった費用
汚染浄化費用 (1事故・保険期間中 500万円限度)	不測かつ突発的に環境汚染が発生した場合において、必要または有益であった汚染物質の処理 費用(対人・対物事故が発生または発生が切迫している場合に限ります。)
被害者治療等費用 (被害者1名50万円限度・ 1事故300万円限度)	仕事の遂行によって、または記名被保険者が所有・賃借する施設内(隣接する場所を含みます。) でケガをした被害者の治療費用や葬祭費用など(保険事故の日から1年以内に生じた費用に 限ります。)

※原因調査費用は、業務遂行・施設危険補償特約、生産物・完成作業危険補償特約にて対象となります。

※汚染浄化費用は、業務遂行・施設危険補償特約、生産物・完成作業危険補償特約、損壊を伴わない財物の使用不能危険補償特約にて対象となります。 ※被害者治療等費用は、業務遂行・施設危険補償特約にて対象となります。

※支出にあたり、事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。

4 保険金をお支払いできない主な場合(共通)

基本となる補償で共通して保険金をお支払いできない主な場合は、以下のとおりとなります。

- 保険契約者または被保険者の故意 (記名被保険者またはその役員の故意による場合を除き、被保険者ごとに個別に 判断します。)
- ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ●地震、噴火、洪水、津波または高潮
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)等の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用もしくはこれらの特性、放射線 照射または放射能汚染
- ●石綿またはその代替物質等の発がん性およびその他の有害な特性

5 事故が発生した場合

保険事故が発生した場合は、遅滞なく、取扱代理店・扱者または弊社へご連絡ください。 弊社担当者とご相談いただきながら、貴社ご自身で相手方と示談交渉を進めていただくことになります。 なお、被害者との間で損害賠償額等を決定(示談)する場合は、必ず事前にご連絡ください。

用語のご説明

13

このパンフレットで使用される用語のご説明は、以下のとおりとなります。

この	パンフレットで何	吏用される用語のご説明は、以下のとおりとなります。
か	回収措置	保険事故が発生した場合またはそのおそれがある場合に保険事故の拡大等を防止するために行う生産物または仕事の目的物の回収、検査、修理、交換、調整、取外し、廃棄もしくはその他の適切な措置をいいます。
73.	回収等 (リコール費用 追加補償特約)	保険事故による損害の拡大や同一の原因による他の事故の発生を防止するために日本国内で行われる 生産物の回収、修理、交換、廃棄等の適切な措置をいいます。
き	危機管理 実行費用 (個人情報漏洩 危険補償特約)	保険事故の悪影響を管理および最小化するために被保険者が弊社の書面による同意を得て直接的に支出した弁護士への相談、個人情報漏洩の原因調査、交通費・宿泊費・臨時雇用、お詫び状の作成・送付、見舞金・見舞品、新聞への謝罪広告掲載、記者会見の開催等の費用をいいます。ただし、公的機関に文書で報告または新聞・テレビ等で報道されることを要件とし、発覚日からその日を含めて180日以内に発生した費用に限ります。
	記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載され、この保険の補償を受けられる方(貴社)をいいます。
IJ	建設受託物 (無償預かり品・ 建設受託物 補償特約)	次の財物※をいい、アおよびイについては、その財物が作業現場内にある場合または陸上輸送中である場合に限ります。 ア.建設工事で使用するために借用(リースを含みます。)する次の財物をいい、もっぱら特定の請負契約に基づく建設工事に使用するために借用する場合を除き、1年以内の借用に限ります。 ①建設工事を行うことを主たる用途・機能とする自動車(車両登録のあるダンプカーを除きます。)のうち、作業場内にある自動車 ②建設工事を行うことまたは建設工事を行うために使用することを主たる用途・機能とする機械器具その他道具類(①を除きます。) ③現場事務所、宿舎、倉庫等の仮設建物およびこれらに通常備え付けられている什器・備品イ・被保険者が建設工事で使用するために元請負人等から支給された材料、資材、装置その他部品類ウ・建設工事に付随して一時的に保管する発注者(施主)の家財、設備、什器・備品その他の財物※現金・貴重品は除きます。
2	個人情報 (個人情報漏洩 危険補償特約)	個人に関する情報で、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの (他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものを含みます。) および個人識別符号(マイナンバーなど)が含まれるものをいいます。
さ	財物損壊	財物の滅失、損傷または汚損をいい、紛失および盗取・詐取を含みません。
	施設	記名被保険者(貴社)が所有、使用または管理する不動産および動産をいいます。ただし、もっぱら記名被保険者の居住の用に供される住宅を除きます。
	施設作業用車	次の自動車(車両登録されたダンプカーを除きます。)または車両をいいます。 ●作業場内・施設内にあり、建設工事を行うことを主たる用途・機能とする自動車 ●建設工事以外の仕事のために施設内にあり、施設内のみで使用することを主たる目的とした自動車 ●取引先が所有、使用または管理する敷地内で、被保険者が建設工事以外の仕事に付随して一時的に積込み・積卸し等の作業を行う際に、その取引先から借用する自動車 ●除雪作業車
U	下請負人	次の請負人をいいます。 ●もっぱら施設内で記名被保険者(貴社)と直接締結された請負契約・業務委託契約に基づき仕事をする者 ●記名被保険者と締結された下請契約に基づき、仕事を遂行する請負人(数次の請負の場合における 請負人を含みます。) ●記名被保険者と直接締結された請負契約・業務委託契約に基づき継続的に記名被保険者が製造、 販売、取扱いまたは供給する財物を配送・運搬する者 ●記名被保険者と締結された請負契約・業務委託契約に基づき記名被保険者が製造、販売、取扱い または供給する財物の設置・保守・修理または除雪作業などを行う者(数次の請負の場合における 請負人を含みます。)。ただし、生産物に使用される材料、資材、装置、部品等を製造、販売、取扱い または供給する者および警備、交通誘導を主たる業務とする者を除きます。
	借用戸室 (借家人賠償 責任補償特約)	被保険者が業務のために賃借する店舗・事務所等の建物または戸室をいい、次の建物または戸室を除きます。 ● 被保険者の親会社または子会社から借用する建物または戸室 ● 工場、倉庫、住宅

U	収益減少 防止費用 (食中毒・ 特定感染症 利益補償特約)	標準営業収益(保険事故発生直前12か月のうち、補償期間に応当する期間の営業収益)に相当する額の減少を防止・軽減するために補償期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額をいいます。
	使用不能	財物が通常有している機能、用途または利用価値が阻害された状態にあることをいいます。
	身体障害	人の身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
世	専門職業務	人や動物に対する診療・治療・看護・介護、医薬品や医療用具の調剤・調整・授与、身体の理容・美容・エステティック、はり師・きゅう師・柔道整復師などの資格に基づく業務、弁護士・公認会計士・建築士・測量士などの資格に基づく業務等(所定の資格を有しない者が行った場合を含みます。)をいいます。
7	喪失利益 (食中毒• 特定感染症 利益補償特約)	保険事故の発生により営業が休止・阻害されたために生じた損失のうち、補償経常費(保険事故の有無にかかわらず、営業を継続するために支出する費用のうち保険の約款で規定する費用)および保険事故が発生しなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。
た	対人•対物事故	対人事故とは、他人の身体に障害(傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。)を生じさせる事故をいい、対物事故とは、他人の財物に損壊(滅失、毀損または汚損をいい、紛失および盗取・詐取を含みません。)を生じさせる事故をいいます。これらをあわせて、対人・対物事故といいます。
は	発注者	記名被保険者(貴社)が元請負人となる場合における仕事の発注者をいいます。この場合において、発注者が国、地方公共団体もしくはこれらの機関に準ずる法人であるときは、発注業務を担当する者を含みます。
	販売人	生産物の供給・販売を行う者のうち、記名被保険者(貴社)との間で販売委託契約や売買契約を直接締結している者をいいます。
ひ	被保険者	記名被保険者および保険の約款で被保険者として規定された方をいいます。セットする特約ごとに規定しています。
Ŋ	リコール費用 (リコール費用 追加補償特約)	生産物の回収等に要する社告、通信、回収した生産物・代替品の輸送、臨時倉庫等の借上、回収した生産物の廃棄、交通費・宿泊費・臨時雇用等の費用(回収等の開始日からその日を含めて1年以内に生じた費用)をいいます。 ※回収等を行う生産物の修理、交換、再製造等に要した費用は含まれません。

1

- ●このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。 また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- ●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20 03-6848-8500

午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

https://www.aig.co.jp/sonpo



お問い合わせ・お申し込みは